

22 愛西上 号 外
平成22年10月4日

愛西市水道事業指定給水装置工事事業者各位

愛西市水道事業
上水道課長 八木恒夫

給水装置工事について

平成22年3月付けで、給水装置工事の手引書及び様式の一部変更の連絡をしましたが、未だ旧のものを使用している工事店が多々ありますので再度確認をお願いします。

愛西市ホームページ>申請書ダウンロード>上水道課>給水装置工事提出書類
(http://www.city.aisai.lg.jp/category_list.php?frmCd=8-8-2-0-0)

また、給水装置主任技術者の方には、工事の手引きを読み、工事の申込みから施工、管理、届出等について責任を持って行っていただきますようよろしくお願いします。

なお、工事許可の際に、一緒にお渡ししている手引きのポイントだけをまとめた「工事における留意事項」を貼付しますので、遵守してくださるようよろしくお願いします。

愛西市役所 八開庁舎 上下水道部 上水道課
0567-37-0231 (内線142)

工事における留意事項（「給水装置工事の手引き」より抜粋）

<工事前>

- ・ 工事は、必ず加入者分担金・設計審査手数料を納付してから行うこと
- ・ 着手届を施工前に提出すること
- ・ 道路使用許可証は携帯し、条件を遵守して施工すること
- ・ 事前に近隣住民への周知を行い、保安設備や工事案内等を適切に設置して施工すること

<施工時>

- ・ 給水装置主任技術者または給水装置主任技術者の指導監督下にある作業員が作業を行うこと
- ・ 分岐作業又は既設引込管の圧着等の作業を行うときには、原則当水道事業職員の立会いを求め
ること
- ・ 当水道事業の水道管以外から分岐を行わないよう十分注意すること
- ・ 配水管の管種や口径、その他状況に異変があるときは、当水道事業に連絡すること
- ・ 許可を得た工法以外の方法で施工をしないこと
- ・ 配水管に対して直角に引込管を布設し、量水器を設置すること
- ・ 引込管の埋設深さは管上80cmとすること（市道・字道の場合）
- ・ 引込管は、他の構造物または埋設物との間に、原則30cm以上の離隔をとること
- ・ 量水器は敷地境界から1.0m以内で、かつ検針に支障のない場所に設置すること
- ・ 引込管が設置されたら、一週間以内に量水器を設置すること
- ・ メーターバルブは、盗水防止型逆止弁付伸縮止水栓（ボールリフト式、閉栓時のみレバーハン
ドルが取外し可能）を使用すること
- ・ メーターボックス、仕切弁筐等は愛西市章入りのものを使用すること
- ・ サドル分水栓は、ボール式を使用すること
- ・ 使用材料はJWWA、JIS、自己認証の規格品および準拠品とすること
- ・ 碎石の埋戻しは30cm、それ以外は砂の埋戻しとすること
- ・ 舗装仮復旧は3cmとし、十分養生してから本復旧を行うこと
- ・ 舗装本復旧は掘削より25cmの影響幅をとり、在来舗装に係わらず密粒・粗粒各5cmの二
層とすること
- ・ 白線等については、仮舗装のときにはマーカ等で仮に復旧し、本舗装後に現況復旧すること
- ・ 配水管からの引込管分岐位置において、舗装本復旧後に標示ピンを設置すること
- ・ 工事写真を管理すること
 - ①着手前 ②完了後 ③本管理設位置（境界からの距離・深さ） ④引込管分岐工
 - ⑤止水栓・量水器設置工 ⑥埋戻し工（砂） ⑦埋戻し工（碎石） ⑧舗装仮復旧工
 - ⑨舗装本復旧工（基層） ⑩舗装本復旧工（表層） ⑪保安設備（ガードマン・看板）

<工事後>

- ・ 量水器設置および舗装本復旧が完了したら、竣工届を2週間以内に提出すること